

人権週間

みんなで築こう 人権の世紀

12月4日(日)～10日(土)

第63回 人権週間行事

人権週間中、さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、次のとおり表彰式と講演会を行います。

期 日 12月10日(土)

場 所 さいたま市浦和コミュニティセンター

内 容 第1部 (午後1時～2時30分)

全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会
表彰式

第2部 (午後2時50分～4時30分)

講演会

『子供達のサインを見逃さないで・・・
～迷って道を見失った子たちの心～』

講師 千葉 紘子氏 (歌手・保護司)

定 員 400人 (先着順)

参加費 無料

問合せ さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507

町民一人ひとりが、お互いにかけてあげられない存在であることを実感しなければなりません。相手の気持ちを考えること、思いやりの心を育てることが、今まさに求められています。一人で悩まず、町の人権擁護委員にご相談ください。

町の人権擁護委員

氏 名	住 所	電 話
塩 旗 國 光	大字皆野	62-3779
金 子 理恵子	大字皆野	62-4727
田 島 伸 一	大字三沢	65-0021
久 米 雄志郎	大字国神	62-4317
新 井 君 美	大字下日野沢	62-2595

国民健康保険の届出

こんなときは14日以内に届け出を!

加入の届け出が遅れると……届出が遅れても、保険税は国保に加入した日までさかのぼって納めることとなります。また、その間の医療費が全額自己負担となる場合があります。

やめる届け出が遅れると……国保税が課税された状態のままとなります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

	こんなとき	持 参 品	
国保に入る	皆野町に転入した	転出証明書	印 鑑
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書	
	職場の健康保険の扶養家族でなくなった	被扶養者でない理由の証明書	
	子どもが生まれた	保険証	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知	
国保をやめる	皆野町から転出する	保険証	
	職場の健康保険に入った	国保と職場の健康保険の両方の保険証	
	職場の健康保険の扶養家族になった	保険証	
	加入者が死亡した	保険証	
	生活保護を受けることになった	保険証、生活保護開始決定通知書	
その他	退職者医療制度の対象となった	保険証、年金証書	
	住所・氏名・世帯主が変わった	保険証	
	世帯を分けたり、いっしょにした	保険証	
	就学のため親元を離れ皆野町から転出する	保険証、在学証明書	
	就学で転出していた学生が親元に帰った	保険証	
	保険証をなくした	身分を証明するもの	

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232